

介護老人保健施設利用料金について(1割負担額)

※〔 〕内は2割負担額、〈 〉内は3割負担額

5. 介護予防通所リハビリテーションサービス料

(1) 基本料金

施設利用料

① 基本利用料

要支援1 2,268円/月〔4,536円/月〕〈6,804円/月〉

要支援2 4,228円/月〔8,456円/月〕〈12,684円/月〉

※契約期間が1月に満たない場合には、1日につき下記料金となります。

要支援1 75円/日〔150円/日〕〈225円/日〉

要支援2 139円/日〔278円/日〕〈417円/日〉

② 加算利用料

※1 厚生労働大臣が定める基準及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、生活行為の内容の充実を図るための目標及び目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画に定めて、リハビリテーションを計画的に行い、利用者の有する能力の向上を支援した場合は、生活行為向上リハビリテーション実施加算として、上記の基本利用料に合わせ利用を開始した日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき562円〔1,124円〕〈1,686円〉加算されます。

※2 厚生労働大臣が定める基準に適合し、若年性認知症の利用者ごとに個別の担当者を定め、介護予防通所リハビリテーションサービスの提供を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、上記の基本利用料に合わせて1日につき240円〔480円〕〈720円〉加算されます。

※3 病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、医師又は離隔療法士、作業療法士等が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、初回の通所リハビリテーションを行った場合は、退院時共同指導加算として、上記の基本利用料に合わせ当該退院につき1日に限り600円〔1,200円〕〈1,800円〉加算されます。

※4 管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメントを実施し、利用者等に対してその成果を説明し、相談等に対応した場合は、栄養アセスメント加算として、上記の基本利用料に合わせて1日につき50円〔100円〕〈150円〉加算されます。

※5 低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に低栄養状態の改善等を目的とした栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき200円〔400円〕〈600円〉加算されます。

※6 厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔状態又は栄養状態のスクリーニングを行った場合は、口腔・栄養スクリーニング加算として、上記の基本利用料に合わせ1回につき下記の料金が加算されます。

I 口腔・栄養スクリーニング加算 (I)

口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、情報を居宅介護支援専門員に提供した場合
20円〔40円〕〈60円〉

II 口腔・栄養スクリーニング加算 (II)

栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、情報を居宅介護支援専門員に提供した場合
5円〔10円〕〈15円〉

※7 厚生労働大臣が定める基準に適合し、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に口腔機能の向上を目的とした口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき下記の料金が加算されます。

I 口腔機能向上加算 (I)

口腔機能改善管理指導計画書を作成し、定期的に口腔機能を記録するとともに進捗状況を評価した場合
150円〔300円〕〈450円〉

II 口腔機能向上加算 (II)

Iの要件に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出した場合
160円〔320円〕〈480円〉

※8 厚生労働大臣が定める基準に適合し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、一体的サービス提供加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき480円〔960円〕〈1,440円〉加算されます。

※9 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画を見直す等、介護予防通所リハビリテーションの提供に当たってこれらの情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合は、科学的介護推進体制加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき40円〔80円〕〈120円〉加算されます。

※10 厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者に対し通所リハビリテーションを行った場合は、サービス提供体制強化加算として、上記の基本利用料に合わせ1日につき下記の料金が加算されます。

I サービス提供体制強化加算 (I)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合又は、介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上である場合

要支援1 88円〔176円〕〈264円〉 要支援2 176円〔352円〕〈528円〉

II サービス提供体制強化加算 (II)

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上である場合

要支援1 72円〔144円〕〈216円〉 要支援2 144円〔288円〕〈432円〉

Ⅲ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上である場合又は、直接サービスを提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上である場合

要支援1 24円〔48円〕〈72円〉 要支援2 48円〔96円〕〈144円〉

※11 厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員等の賃金の改善等を実施して、利用者に対し介護予防通所リハビリテーションサービスを行った場合は、介護職員処遇改善加算として、上記の基本利用料及び※1から※10までにより算定した利用料総額に3.8%を乗じた金額が加算されます。

(2) その他の料金

①食費 昼食（食材料費及び調理費用含む） 560円／食

②証明書等交付手数料 実費